

わ報償手引き別冊

# 啓発チラシ例



## 使用方法

「わ」で輝く自治会応援報償事業の『啓発』メニューに使用いただけるチラシの参考例です。以下の使用方法を参考に、自治会内での啓発事業実施にご活用ください。

- 文面をコピーして自治会広報誌や回覧に入れ込む
- 自治会名やイラスト等を差し込み、回覧、掲示する

- 『わ』で輝く自治会応援報償事業 -

## 掲載しているチラシ例・担当課

### 危機管理課（077-582-1119）

- ✓ 自転車の賠償責任保険への加入促進
- ✓ ヘルメット着用の推進
- ✓ 自転車の正しい乗り方の啓発
- ✓ 路上放置自転車防止の啓発
- ✓ 迷惑駐車や不法駐車対策
- ✓ 飲酒運転追放の啓発
- ✓ 免許返納制度に関する周知
- ✓ 安全・安心メールの利用促進

### すこやか生活課（077-581-0201）

- ✓ 感染症（インフルエンザ、ノロウイルス等）予防対策の啓発

### ごみ減量推進課（077-584-4692）

- ✓ 正しいごみ・資源物の出し方やルール of 啓発
- ✓ ポイ捨て防止、不法投棄防止の啓発もしくは河川へのポイ捨て防止啓発（ポイ捨て防止・不法投棄防止の啓発分）

### 環境政策課（077-584-4691）

- ✓ ポイ捨て防止、不法投棄防止の啓発もしくは河川へのポイ捨て防止啓発（河川へのポイ捨て防止の啓発分）
- ✓ ペットマナーアップに関するチラシやポスター、看板の新設
- ✓ 地球温暖化対策や省エネルギーに関する啓発
- ✓ 自治会館等でのクールシェアまたはウォームシェアの実施
- ✓ 熱中症予防・対処方法の周知・啓発

### 都市計画・交通政策課（077-582-1132）

- ✓ バス、もりーカーの利用促進

# チラシや広報誌等で啓発される際の 文面参考としてご使用ください。

## ☆ 自転車の賠償責任保険への加入促進

ご存じですか？滋賀県では平成28年（2016年）2月26日から「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、自転車を利用するすべての人は、自転車賠償保険への加入が義務となりました。自転車事故では、歩行者や自転車同士でぶつかり、第三者にケガをさせたり、モノにぶつかり財物を壊したりするケースもあります。事故の大きさによって、高額な賠償金を払わなければならないこともあります。

## ☆ ヘルメット着用の推進

自転車ヘルメットの着用は、令和5年（2023年）4月1日から努力義務化されています。その背景として、自転車事故による死亡者の多くが頭部を損傷しており、ヘルメット着用が被害軽減に効果的であるからです。

特に子どもには、保護者が着用させる努力が求められています。これは、道路交通法の改正によるもので交通事故時の頭部保護の重要性から大人も子どもも対象となり、SGマークなどの安全基準を満たした製品の正しい着用が促されています。

## ☆ 自転車の正しい乗り方の啓発

自転車事故の多くは、赤信号無視や一時不停止といった重大なルール違反が原因となっています。自転車は交通ルール上「車両（軽車両）」であり、自動車と同様に道路交通法が適用されます。交通ルールを守らないと思わぬトラブルにつながることもあり、令和8年4月からは「交通反則通告制度（青切符制度）」が導入され、16歳以上の自転車運転者が信号無視・一時不停止・ながら運転・酒気帯び運転などを行った場合、反則金の納付が求められます。ルールを正しく守って、自転車を「安全・快適・便利」に利用しましょう。

また、自転車に乗るときは、自転車安全利用五則を守りましょう。

- ① 自転車は車道が原則、車道は左側を通行、歩道は例外、歩道は歩行者優先
- ② 信号は必ず守る。交差点では一時停止と安全確認
- ③ 夜間は必ずライトを点灯する。
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用する。（全年齢で努力義務）

### ☆ 路上放置自転車防止の啓発

守山市には、良好な生活環境の確保や市民生活の安全を図ることを目的に、自転車などを公共の場所に放置することを防止する「守山市放置自転車等の防止に関する条例」があります。皆さんは、道路、駅前広場、公園、その他公共の用に供する場所に自転車などを放置しないようお願いします。

### ☆ 迷惑駐車や違法駐車対策

迷惑駐車や違法駐車は、子どもの飛び出しや自転車の発見が遅れるなど、交通事故を誘発するだけでなく、救急車やパトカーといった緊急車両の走行を阻害して人命にかかわる重大な事態を招きかねません。また、マナー違反に止まらず、社会の安全や秩序、個人の権利を脅かす深刻な問題となり、法的ペナルティーを課せられることがありますので注意しなければなりません。

### ☆ 飲酒運転追放の啓発

重大事故に直結する悪質・危険な飲酒運転が後を絶ちません。飲酒運転は、運転者本人だけでなく、お酒を提供した人や運転をさせた人、同乗した人も厳しく罰せられます。「このくらいのお酒の量なら大丈夫」という過信は禁物です。運転する人は「飲酒運転は絶対しない！」周りの人も「飲酒運転は絶対させない！」という強い意志を持って、みんなで飲酒運転を根絶しましょう。

### ☆ 免許返納制度に関する周知

近年、高齢ドライバーの認知機能の低下によって、アクセルとブレーキを踏み間違ふなどの交通事故が増えています。「運転するのが不安である、もしかしたら認知症かもしれない」という65歳以上の方には、交通事故防止のために、「運転免許証自主返納高齢者支援制度」というものがあります。この制度は、有効な運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書を取得することで、様々なサービスを受けることができるものです。この制度を利用したい方は、守山市のホームページをご覧になるか、滋賀県警察本部または守山警察署交通課に直接、お問い合わせください。

## 安全・安心メールの活用方法

### ●配信される内容

- 災害情報(避難勧告、国民保護情報(ミサイル・テロ)等)
- 気象情報(特別警報、大雨洪水・暴風警報、竜巻注意報等)
- 行政情報(インフルエンザ、食中毒、熱中症等)
- 地震情報(震度5弱以上)
- 防犯情報(詐欺、不審者情報等)

●「t-moriyama@sg-p.jp」に空メールを送り、返信されたメールに記載されている手順に従って登録してください。

●カメラ機能付き携帯電話で QR コードを読み取り、サイトに接続後、手順に従って登録してください。



●迷惑メール設定をしている場合は、事前に「sg-p.jp」のドメインからの受信を許可する設定にしてください。

イラストなど

## ～インフルエンザを予防しましょう～

インフルエンザは、例年12月から3月にかけて流行します。

高齢者、お子さん、妊婦の方、持病のある方は、インフルエンザで症状が重くなりやすいため特に注意が必要です。

インフルエンザの感染を広げないために、一人ひとりが「かからない」「うつさない」対策を実践しましょう。

### 1 インフルエンザから身を守ろう

- ・ 正しい手洗い、うがいをしましょう
- ・ 流行前にワクチン接種をしましょう
- ・ 十分な休息とバランスのとれた栄養をとりましょう
- ・ 適度な湿度を保ちましょう
- ・ 人混みへの外出を控えましょう
- ・ 室内ではこまめに換気をしましょう

### 2 「インフルエンザかな？」と思ったら

- ・ 安静にし、十分な睡眠をとりましょう
- ・ こまめに水分補給をしましょう
- ・ 早めに医療機関を受診し、薬は正しく服用しましょう
- ・ ほかに人にうつさないように、マスクの着用、咳エチケット、こまめな手洗い、ドアノブなどよく手が触れるところの消毒をしましょう

## 冬は特にご注意

# ノロウイルスによる **食中毒**

食中毒は夏だけではありません

ノロウイルスによる食中毒が**冬**に多発しています

- ① 手洗いをしっかり行いましょう
- ② 食品は十分に加熱しましょう
- ③ 体調が悪いときは休みましょう
- ④ 食品を盛り付ける時は、マスク、手袋を着用しましょう
- ⑤ 調理器具はしっかり消毒しましょう
- ⑥ ふん便、おう吐物の処理と消毒を適切に行いましょう

※ノロウイルスには次亜塩素酸ナトリウムを用いた塩素消毒がアルコール消毒よりも効果的です

詳細は守山市ホームページを参照ください



↑ノロウイルス食中毒予防  
のためのポイント



## ■正しいごみ・資源物の出し方やルールへの啓発参考

写真やイラストを使用し、啓発内容が伝わりやすいものを作成するようにしてください

### <啓発ポスター例>

- ・ごみ出しルールについての啓発
  - ⇒ 当日朝8時までに集積所に排出すること
  - 決められた曜日に排出すること など
- ・ごみ、資源物の出し方についての啓発
  - ⇒ 破碎ごみに電池を混入させないこと
  - 資源物は、決められた回収ボックスまたは回収ネットに排出すること
  - ペットボトルは、キャップとラベルを剥がしてから排出すること
  - 缶・ビン・ペットボトルは、中身を洗ってから排出すること
  - 古布・雑誌・雑がみ類・ダンボールは、紐で縛ってから排出すること など
- ・分別間違いについての啓発
- ・ごみの減量についての啓発
  - ⇒ ごみとして排出する前に、リサイクルショップやフリマアプリを利用すること
  - 生ごみの水切りを行うこと
  - フードバンクやフードドライブなどの利用により食品ロスを減らすこと など
- ・資源物の持ち去り防止についての啓発
- ・ごみ分別アプリ活用についての周知

## ■不法投棄の防止への啓発参考

写真やイラストを使用し、啓発内容が伝わりやすいものを作成するようにしてください

### <啓発ポスター例>

- ・集積所や河川、道路上などの不法投棄防止の啓発

◆ごみ出しルールについて

当日朝8時までに集積所に排出してください

決められた曜日に排出してください

◆ごみ、資源物の出し方について

破碎ごみに電池を混入させないでください

資源物は、決められた回収ボックスまたは回収ネットに排出してください

ペットボトルは、キャップとラベルを剥がしてから排出してください

缶・ビン・ペットボトルは、中身を洗ってから排出してください

古布・雑誌・雑がみ類・ダンボールは、紐で縛ってから排出してください

写真やイラスト

◆ごみの減量について

ごみとして排出する前に、リサイクルショップやフリマアプリを利用しましょう

生ごみの水切りを行ってましょう

フードバンクやフードドライブなどの利用により食品ロスを減らしましょう

写真やイラスト

ごみの不法投棄は、固く禁止します。

DUMPING OF HOUSEHOLD WASTE PROHIBITED.

実際に不法投棄されたごみの写真やイラスト

●●年●月●日撮影

不法投棄ごみの説明(例) ・石油ストーブは粗大ごみで排出してください  
・自動車、バイクのタイヤは排出禁止物です  
・道路や河川にごみをポイ捨てしないで など

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」にもとづき、

不法投棄は処罰の対象になります。

ILLEGAL DUMPING WILL BE PUNISHED BY THE LAW.

ルール違反のごみや不法投棄ごみを見つけられた方は、自治会、

または守山市ごみ減量推進までご連絡ください。

# 河川への不法投棄をやめましょう



河川への不法投棄・ポイ捨てを皆さんで防止しましょう！

河川へのポイ捨てをすることにより、景観の悪化につながるほか、悪臭の発生や、皆さんが利用する琵琶湖にごみが漂着してしまうこととなります。

啓発看板の設置や書面での啓発を行いますが、皆様おひとりおひとりの周知・啓発がごみのポイ捨てを減らすことにつながります。

ごみのない美しい河川を協力して作っていきましょう！

# ペットの飼育マナーについて

## ■ふん、尿の後始末について

ペットのふんや尿の放置は不衛生で、近隣の方々への迷惑となります。ふんは持ち帰り、尿は水を撒く等、適切に処理しましょう。

## ■無駄吠えについて

無駄吠えを防止するためのしつけをしましょう。

## ■放し飼いについて

放し飼いは、交通事故の危険があるだけでなく、他の動物に危害を加える可能性があります。きちんと首輪をつけ、リードでつなぎましょう。

### 【猫について】

## ■猫の飼い方について

近隣トラブルの防止、交通事故や病気の予防のため、猫は室内で飼いましょう。

## ■不妊・去勢手術について

猫は非常に繁殖力の強い動物です。望まない妊娠を減らすため、不妊・去勢手術を行いましょ

## ■野良猫について

野良猫へ餌やりをすることで、野良猫が集まり、ふん等による生活環境への悪影響が発生します。餌を与えるのであれば、飼い猫として責任を持って室内で飼いましょう。

イラスト、図など

ペットマナーの向上により、人と動物の双方にとって  
住みやすい街づくりにご協力をお願いします。

## 地球温暖化防止につながる 活動にご協力ください！

一人一人の取り組みが地球温暖化の防止につながります。

まずはご家庭からできることを実践してみませんか？

### 個人でできる地球温暖化対策例

- 家電を省エネタイプに買い替える。  
→電気代の節約にもつながります！
- エアコンの設定温度を  
【夏季】 【冬季】  
28℃ 20℃  
に設定することが推奨されています。
- 環境にやさしい移動手段を使いましょう！  
(徒歩・自転車・公共交通機関など)
- マイバック、マイボトルを利用することで  
ごみの削減につなげましょう！

上記の啓発となる

イラスト、☒

## 【お知らせ】自治会館でのクールシェア（ウォームシェア）の実施

自治会館を下記の日程で開放します。

時刻 ●月●日（●） 0：00～0：00

場所 ○○自治会館

電力消費を抑えるため、ご家庭での冷暖房を使用する代わりに、冷暖房の効いた自治会館を使用することで一度に集まることで涼しさ（暖かさ）をシェアしましょう。

飲食物の持ち込みも可能となるので、是非地域とのつながりの創出の場にお使いくください！

クールシェア等に関するイラスト、図

※環境省（国）が作成しているホームページの URL や QR コードを載せていただき、情報提供いただくことも効果的です。

# 熱中症に気を付けてください！

## こまめな水分補給を心がけましょう

近年の気候変動により、夏季の気温が上昇しています。

野外はもちろん、室内でものどの渇きを感じなくても、体内から水分は失われています。こまめに水分の補給をすることで熱中症を予防しましょう。

### 熱中症対策

- ・ こまめな水分・塩分補給
- ・ エアコン等で適切な温度調節をおこなう
- ・ 遮光カーテンや、すだれの利用
- ・ 日傘や帽子の利用
- ・ 天気の良い日は外出を控える

イラスト、図

イラスト、図

# デマンド乗合交通「モーリーカー」

ほかの利用者と乗り合わせながら、所定の乗降場所から目的地間を利用できる、事前予約制の交通手段です。

## ■目的地

52カ所（市内の総合病院、市役所等の公共施設、市内外の商業施設等）

## ■乗降場所

352カ所

## ■利用要件

守山市内にお住まいで、事前登録すればどなたでも利用可能です。

(要件)	(目的地)
(1) 75歳以上の人	52カ所 すべての 目的地
(2) 下記のいずれかに該当する人	
①65歳以上で運転免許証や車を所有していない	
②守山市老人クラブ連合会またはシルバー人材センターの会員	
③身体的な理由等で運転免許証を取得できない、または車の運転ができない人	
④3歳までの乳幼児と移動が必要、または妊娠中の人	

※上記以外の人についても、市役所、すこやかセンター、図書館、もりやまエコパーク、市民体育館、防災センター、速野図書館・北部図書館を目的とした利用は可能です。

## ■利用料金

満16歳以上の人・介助者…300円

満15歳以下の人・障害者手帳所持者…150円

## ■運行日

毎日運行（12月29日～1月3日を除く）

## ■運行時間

午前8時～午後5時（最終の出発（迎車）は午後4時30分）

## ■利用方法

①登録 ▶ ②予約 ▶ ③乗車 ▶ ④支払い

## ■その他

詳しくは右記から市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

上記に記載した制度の基本情報のほか、

- 目的地の一覧や各自治会内の乗降場所の位置（図）
- 事前登録の方法（各地区会館やインターネットからも申請いただける）
- Q&A ※モーリーカー制度説明パンフレットに記載

等の情報を周知いただくと、より詳しく制度をご理解いただけると思います。